

## 決 議 文 (案)

2013 賃金確定闘争は、いよいよ最大の山場を迎える。

地公三者共闘会議（全道庁労連・北教組・自治労道本部。以下、地公三者とする）は、11月20日の戦術を背景に、①独自削減措置の即刻停止を基本に削減幅の圧縮、②再任用制度における給与水準・勤務形態の確保、③55歳を超える職員の昇給停止反対、④現給保障措置の継続、⑤特地・準特地勤務手当の見直し反対、⑥号俸増設などを重点課題として、たたかいを進めている。

道人事委員会は、今年の勧告において、独自削減前においても、月例給が民間を839円下回り、独自削減後の実際に支給されている月例給にあつては、5.79%・21,963円も民間を下回っているにも関わらず、月例給及び一時金ともに改定を行わず、また、再任用制度においては、退職後の生活が保障される給与水準を求めてきたが、住居手当及び単身赴任手当を支給することの勧告・報告に止まった。一方、15年にわたり、さらに、7月からの国に準じた更なる独自削減については、停止勧告とはならなかったものの、昨年より踏み込んで、「早期の適正な給与水準の確保が強く望まれる」と、知事に対して要請した。

道当局は、7月からの国に準じた更なる独自削減について、地方交付税等が減額されることを前提として削減を強行してきたのであり、実際の決定額が当初予定していた額より38億円を上回ったのであるから、上回った分、職員に返すのが筋である。また、再任用制度は、定年延長の制度設計を基本に、生活が保障される給与水準・勤務形態とするべきであり、55歳を超える職員の昇給停止は恣意的な引き下げと言わざるを得ず、これ以上、高齢層職員の賃金の引き下げは断じて認められない。さらに、道当局が、査定昇給の運用について、唐突に協議してきたことは、独自削減期間中凍結するとしてきた労使合意を反故にするものであり、厳しく抗議する。

私たちは、15年にわたる独自削減や7月からの更なる削減、また、ノルマ的・機械的な人員の削減など、道財政立て直しのために多くの犠牲を払ってきた。我々の給与費でもある人件費は道の財政調整基金ではない。

知事・道当局が、今、すべきことは、組合員・家族の生活実態に真摯に向き合い、これ以上の賃金合理化を行わず、組合員の生活を保障することである。

公務員労働者の給与決定は、民間企業で働く多くの労働者に波及するとともに、地域経済へも大きな影響を与えることも、知事は、しっかりと認識すべきである。

私たち地公三者は、20日の戦術を背景に、職場から出された切実な要求が実現されるよう、最後まで、たたかい抜く決意である。

以上決議する。

2013年11月19日

2013 賃金確定闘争勝利！地公三者共闘会議昼休み全道総決起集会